

委託業務特記仕様書（電気設備保守点検業務）

（令和6年7月1日以降適用）

（本業務の実施について）

第1条 本業務は、徳島県が管理する中山トンネル・川端地下道・徳島空港トンネルの非常用装置の点検を行う業務である。

本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」、「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）によるものとする。

（本業務内容について）

第2条 本業務で行う非常用装置点検の内容は次のとおりとする。

点検施設	点検頻度	点検内容・項目	点検箇所
中山トンネル	業務期間中1回	別添「点検記録表」による	別添位置図による
川端地下道	業務期間中1回	〃	〃
徳島空港トンネル	業務期間中1回	〃	〃

なお、点検時期については監督員との協議により、決定するものとする。また、現地状況により、上記以外に作業を指示する場合がある。

（現場責任者について）

第3条 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」をこの契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

なお、この「現場責任者届」の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から10日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し、確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。

(1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）

<直接的な雇用関係>

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

(業務計画書の提出)

- 第4条** 受注者は、この契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日
を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（1
0日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に設計図書に基づいて業
務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内
に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合におい
て、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求
することができる。この場合において、第1項中「この契約を締結した日の翌日から」
とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(業務工程表)

- 第5条** 受注者は、この契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日
を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、設計図書に基づ
いて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、契約変更時の残期間が30日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数
量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。
ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

(作業時の安全対策)

- 第6条** 作業時は他の車両・歩行者等の通行に注意し、現場安全の確保に努めること。
また、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に
「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

(委託の検査)

- 第7条** 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の
関係書類を添えて発注者に提出するものとする。
なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができな
い。
- (1) 作業記録
 - (2) 記録写真
 - (3) 打合せ簿
 - (4) 墜落防止チェックシート
 - (5) 各種申請書・許可証、契約書（写）
 - (6) 安全訓練等の記録
 - (7) その他監督員が必要と認めた書類

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第8条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行

う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

特記仕様書(目 次)

トンネル非常用装置点検業務

項 目

- ① トンネル防災設備(中山トンネル)
- ② トンネル防災設備(徳島空港トンネル)
- ③ 地下道防災設備(川端地下道)

① トンネル防災設備(中山トンネル)

中山トンネル防災設備

機器名称 主制御装置
設置場所 明神側

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別		
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。			
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
		制御機装置内	規 格 値	測 定 値	
		入力電圧測定	AC210V±10%	V	
		制御電圧測定	DC 5V±3%	V	
			DC 12V±10%	V	
インターフェイス電源	DC 24V±10%	V			
3	送受信信号出力測定	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
		送信レベル	-15dBm～0dBm	dBm	
		受信レベル	-35dBm～0dBm	dBm	
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以外であることを。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。			
		蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、不足の場合は補水する。			
		蓄電池の比重及び液温を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。			
5	蓄電池充電電圧	浮動充電電圧	25.8±5%	V	
		均等充電電圧	27.6±5%	V	
		浮 動 充 電 記 録			
		電池No.	単電池電圧2.15±5%	電池No.	
		1	V	7	V
		2	V	8	V
		3	V	9	V
		4	V	10	V
		5	V	11	V
6	V	12	V		
6	動作試験	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。		
		警報制御	押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。		
		試験動作	試験モードに設定し、警報表示板を表示させずに、機側操作及び遠隔制御が正常に動作すること。		
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。		
		単独試験	サイレン、点滅灯等を単独動作させ、正常動作すること。		
		通話試験	制御装置と受信制御機間及び副受信制御機間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。		
7	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。			
8	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。			
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			
9	特記事項				

機器名称 副制御装置
 設置場所 中山側

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別			
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。				
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。				
		制御機装置内	規格値	測定値		
		入力電圧測定	AC210V±10%	V		
		制御電圧測定	DC 5V±3%	V		
			DC 12V±10%	V		
インターフェイス電源	DC 24V±10%	V				
3	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以内であること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。				
		蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、不足の場合は補水する。				
		蓄電池の比重及び液温を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。				
4	蓄電池充電電圧	浮動充電電圧	25.8±5%	V		
		均等充電電圧	27.6±5%	V		
		浮動充電記録				
		電池No.	単電池電圧2.15±5%	電池No.	単電池電圧2.15±5%	
		1	V	7	V	
		2	V	8	V	
		3	V	9	V	
		4	V	10	V	
		5	V	11	V	
6	V	12	V			
5	動作試験	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。			
		警報制御	押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。			
		試験動作	試験モードに設定し、警報表示板を表示させずに、機側操作及び遠隔制御が正常に動作すること。			
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。			
		単独試験	サイレン、点滅灯等を単独動作させ、正常動作すること。			
		通話試験	制御装置と受信制御機間及び副受信制御機間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。			
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。				
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。				
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。				
8	特記事項					

機器名称 警報表示板
 設置場所 明神側

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等		判別
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		
2	見え方点検	表示機前面から表示情報が判読できること。		
3	動作試験	制御装置から表示項目、サイレン及び点滅灯動作の指令を受け正常動作すること。		
4	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		
5	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		
6	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。		
		規 格 値	測 定 値	
		表示電源電圧測定	T1-T4 DC+24V±10%	V
	表示制御電源電圧測定	TB32-33 DC+24V±10%	V	
7	特記事項			

機器名称 警報表示板
 設置場所 中山側

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等		判別
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		
2	見え方点検	表示機前面から表示情報が判読できること。		
3	動作試験	制御装置から表示項目、サイレン及び点滅灯動作の指令を受け正常動作すること。		
4	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		
5	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		
6	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。		
		規 格 値	測 定 値	
		表示電源電圧測定	T1-T4 DC+24V±10%	V
	表示制御電源電圧測定	TB32-33 DC+24V±10%	V	
7	特記事項			

機器名称 押ボタン式通報装置(22台)

設置場所 トンネル内

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	別紙1参照
3	絶縁試験	接続ケーブルの絶縁抵抗を測定し、基準値以内であることを確認する。	
		主制御機回路 DC250Vメガ1MΩ以上	
		副制御機回路 DC250Vメガ1MΩ以上	
4	動作試験	押ボタンスイッチを操作し、制御装置へ警報動作信号の送出と位置表示灯の点灯動作等が正常に行われること。	
5	消火器の点検	消火器本体、安全性、ホース等の外観を点検する。	
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。	
8	特記事項		

機器名称 非常電話機(6台)

設置場所 トンネル内

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。	
2	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。	
3	特記事項		

機器名称 出口誘導表示板(6台)

設置場所 トンネル内

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等		判別
1	表示灯点検	表示素子を点灯し、正常であることを確認する。素子切れの場合は交換する。		
2	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		
3	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		
4	電源電圧等		規格	測定値
		入力電圧測定	AC200±10%	V
		バッテリー電圧測定	DC9.6V	V
		バッテリー電圧測定	DC9.6V	V
5	特記事項			

機器名称 非常電話案内板(14枚)、通報装置説明板(22枚)

設置場所 トンネル内

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等		判別
1	板の清掃等	板の外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		
2	特記事項			

機器名称 受信制御機
 設置場所 徳島県土整備事務所 鳴門支所

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別		
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。			
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
			規格	測定値	
		入力電圧測定	AC100±10%	V	
		制御電圧測定	DC24V±10%	V	
		制御電圧測定	DC24V±10%	V	
		制御電圧測定	DC12V±10%	V	
		制御電圧測定	DC12V±10%	V	
3	送受信信号出力測定	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
4	送受信信号出力測定	蓄電池電圧を点検し、標準値以内であること。			
		送信レベル	-15dBm～0dBm	dBm	
		受信レベル	-35dBm～0dBm	dBm	
5	蓄電池の点検	蓄電池電圧を点検し、標準値以内であること。			
6	動作試験	表示制御	受信制御機から制御して、各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。		
		警報制御	制御装置から故障及び警報動作等を行い受信制御機で監視表示等が正常に行われること。		
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。		
		通話試験	受信制御機と制御装置間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。		
7	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。			
8	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。			
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			
9	特記事項				

機器名称 自動通報装置
 設置場所 徳島県土整備事務所 鳴門支所

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別		
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。			
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
			規格	測定値	
		入力電圧測定	AC100±10%	V	
	バッテリー電圧測定	14.4 V	V		
3	警報動作試験	制御装置から警報動作等を行い受信制御機経由で監視表示等が正常に行われること。			
4	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。			
5	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。			
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			
6	特記事項				

機器名称 モニター盤
 設置場所 鳴門警察署

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別				
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。					
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。					
3	受信電流測定	受信電流を測定し、標準値以内であること。					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">規格値</th> <th style="width: 25%;">測定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">回路電流</td> <td style="text-align: center;">20mA以下</td> <td style="text-align: center;">mA</td> </tr> </tbody> </table>		規格値	測定値	回路電流	20mA以下
	規格値	測定値					
回路電流	20mA以下	mA					
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を点検し、標準値以内であること。					
5	表示制御	受信制御機から制御して、各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。					
	警報制御	制御装置から故障及び警報動作等を行い受信制御機で監視表示等が正常に行われること。					
	停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。					
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。					
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。					
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。					
8	特記事項						

中山トンネル防災設備保守点検報告書

令和 年 月 日～ 月 日

点 検 項 目		判 定	備 考
防 災 設 備	制御装置（主・副）		
	警報表示板（主側・副側）		
	押ボタン式通報装置		
	出口誘導表示板		
	非常電話誘導表示板		
	発信機説明板		
遠 方 監 視 設 備	受信制御機		
	モニター盤		
	自動通報装置		
	総合連動試験		

② トンネル防災設備(徳島空港トンネル)

徳島空港トンネル防災設備

機器名称 主制御装置
設置場所 豊岡側

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別		
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。			
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
		制御機装置内	規 格 値	測 定 値	
		入力電圧測定	AC210V±10%	V	
		制御電圧測定	DC 5V±3%	V	
			DC 12V±10%	V	
インターフェイス電源	DC 24V±10%	V			
3	送受信信号出力測定	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
		送信レベル	-15dBm～0dBm	dBm	
		受信レベル	-35dBm～0dBm	dBm	
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以外であることを。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。			
		蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、不足の場合は補水する。			
		蓄電池の比重及び液温を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。			
5	蓄電池充電電圧	浮動充電電圧	25.8±5%	V	
		均等充電電圧	27.6±5%	V	
		浮 動 充 電 記 録			
		電池No.	単電池電圧2.15±5%	電池No.	
		1	V	7	V
		2	V	8	V
		3	V	9	V
		4	V	10	V
		5	V	11	V
6	V	12	V		
6	動作試験	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。		
		警報制御	押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。		
		試験動作	試験モードに設定し、警報表示板を表示させずに、機側操作及び遠隔制御が正常に動作すること。		
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。		
		単独試験	サイレン、点滅灯等を単独動作させ、正常動作すること。		
		通話試験	制御装置と受信制御機間及び副受信制御機間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。		
7	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。			
8	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。			
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			
9	特記事項				

機器名称 副制御装置
 設置場所 豊久側

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別			
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。				
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。				
		制御機装置内	規格値	測定値		
		入力電圧測定	AC210V±10%	V		
		制御電圧測定	DC 5V±3%	V		
			DC 12V±10%	V		
インターフェイス電源	DC 24V±10%	V				
3	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以内であること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。				
		蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、不足の場合は補水する。				
		蓄電池の比重及び液温を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。				
4	蓄電池充電電圧	浮動充電電圧	25.8±5%	V		
		均等充電電圧	27.6±5%	V		
		浮動充電記録				
		電池No.	単電池電圧2.15±5%	電池No.	単電池電圧2.15±5%	
		1	V	7	V	
		2	V	8	V	
		3	V	9	V	
		4	V	10	V	
		5	V	11	V	
6	V	12	V			
5	動作試験	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。			
		警報制御	押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。			
		試験動作	試験モードに設定し、警報表示板を表示させずに、機側操作及び遠隔制御が正常に動作すること。			
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。			
		単独試験	サイレン、点滅灯等を単独動作させ、正常動作すること。			
		通話試験	制御装置と受信制御機間及び副受信制御機間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。			
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。				
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。				
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。				
8	特記事項					

機器名称 警報表示板
 設置場所 豊岡側

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等		判別
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		
2	見え方点検	表示機前面から表示情報が判読できること。		
3	動作試験	制御装置から表示項目、サイレン及び点滅灯動作の指令を受け正常動作すること。		
4	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		
5	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		
6	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。		
		規 格 値	測 定 値	
		表示電源電圧測定	T1-T4 DC+24V±10%	V
	表示制御電源電圧測定	TB32-33 DC+24V±10%	V	
7	特記事項			

機器名称 警報表示板
 設置場所 豊久側

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等		判別
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		
2	見え方点検	表示機前面から表示情報が判読できること。		
3	動作試験	制御装置から表示項目、サイレン及び点滅灯動作の指令を受け正常動作すること。		
4	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		
5	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		
6	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。		
		規 格 値	測 定 値	
		表示電源電圧測定	T1-T4 DC+24V±10%	V
	表示制御電源電圧測定	TB32-33 DC+24V±10%	V	
7	特記事項			

機器名称 押ボタン式通報装置(20台)

設置場所 トンネル内

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	別紙1参照
3	絶縁試験	接続ケーブルの絶縁抵抗を測定し、基準値以内であることを確認する。	
		主制御機回路 DC250Vメガ1MΩ以上	
		副制御機回路 DC250Vメガ1MΩ以上	
4	動作試験	押ボタンスイッチを操作し、制御装置へ警報動作信号の送出と位置表示灯の点灯動作等が正常に行われること。	
5	消火器の点検	消火器本体、安全性、ホース等の外観を点検する。	
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。	
8	特記事項		

機器名称 非常電話機(5台)

設置場所 トンネル内

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。	
2	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。	
3	特記事項		

機器名称 非常電話案内板(37枚)、通報装置説明板(10枚)
設置場所 トンネル内

No.	点 検 項 目	点検内容及び判定基準等	判 別
1	板の清掃等	板の外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。	
2	特記事項		

機器名称 受信制御機
 設置場所 徳島県土整備事務所 鳴門支所

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別		
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。			
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
			規格	測定値	
		入力電圧測定	AC100±10%	V	
		制御電圧測定	DC24V±10%	V	
		制御電圧測定	DC24V±10%	V	
		制御電圧測定	DC12V±10%	V	
3	送受信信号出力測定	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
		蓄電池電圧を点検し、標準値以内であること。			
4	送受信信号出力測定	送信レベル	-15dBm～0dBm	dBm	
		受信レベル	-35dBm～0dBm	dBm	
		蓄電池の点検	蓄電池電圧を点検し、標準値以内であること。		
6	動作試験	表示制御	受信制御機から制御して、各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。		
		警報制御	制御装置から故障及び警報動作等を行い受信制御機で監視表示等が正常に行われること。		
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。		
		通話試験	受信制御機と制御装置間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。		
7	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。			
8	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。			
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			
9	特記事項				

機器名称 自動通報装置
 設置場所 徳島県土整備事務所 鳴門支所

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別		
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。			
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。			
			規格	測定値	
		入力電圧測定	AC100±10%	V	
3	警報動作試験	バッテリー電圧測定	14.4 V	V	
		制御装置から警報動作等を行い受信制御機経由で監視表示等が正常に行われること。			
4	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。			
5	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。			
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			
6	特記事項				

機器名称 モニター盤
 設置場所 徳島板野警察署

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別			
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。				
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。				
3	受信電流測定	受信電流を測定し、標準値以内であること。				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>規格値</th> <th>測定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回路電流</td> <td>20mA以下</td> <td>mA</td> </tr> </tbody> </table>			規格値	測定値
	規格値	測定値				
回路電流	20mA以下	mA				
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を点検し、標準値以内であること。				
5	表示制御	受信制御機から制御して、各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。				
	警報制御	制御装置から故障及び警報動作等を行い受信制御機で監視表示等が正常に行われること。				
	停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。				
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。				
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。				
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。				
8	特記事項					

徳島空港トンネル防災設備保守点検報告書

令和 年 月 日～ 月 日

点 検 項 目		判 定	備 考
防 災 設 備	制御装置（主・副）		
	警報表示板（主側・副側）		
	押ボタン式通報装置		
	出口誘導表示板		
	非常電話誘導表示板		
	発信機説明板		
遠 方 監 視 設 備	受信制御機		
	モニター盤		
	自動通報装置		
	総合連動試験		

地下道防災設備点検仕様書

1 点検内容

- ・電源電圧測定
- ・絶縁抵抗測定
- ・動作試験
- ・清掃

2 点検対象機器

機 器 名	数 量	備 考
警報表示板	1面	制御機内蔵
警報表示板	1面	
押釦発信機	5基	
通報装置説明板	5枚	

警報表示板及び制御装置

設置場所 板野町川端(終点側)

1. 測定

項目	測定箇所		規格値	測定値	判定
電源電圧測定	受電電圧	引込端子 TB3	AC100V±10%	V	
	制御回路	PS1	DC+24V±5%	V	
		PS2	DC+ 5V±5%	V	
		PS3	DC+24V±5%	V	
絶縁抵抗測定	電源回路	500Vメガーにて10MΩ以上		MΩ	
	押釦表示灯回路	500Vメガーにて10MΩ以上		MΩ	
	押釦回路 a接	250Vメガーにて1.5MΩ以上		MΩ	
	押釦回路 コモン	250Vメガーにて1.5MΩ以上		MΩ	

2. 動作試験

項目	点検内容	判定
機側動作試験	切替スイッチにより「消滅」を選択表示できること。	
	切替スイッチにより「地下道内」を選択表示できること。	
	切替スイッチにより「事件発生」を選択表示できること。	
常用－機側 切替動作	常用モードとなり機側からの操作ができないこと。	
	機側モードとなり機側からの操作ができること。	
交互表示時間設定	切替スイッチにより「常灯」、「1秒」、「2秒」、「4秒」の時間設定ができること。	
表示板調光動作	自動点滅器により昼間、夜間点灯の自動切替ができること。	
	機側モードで表示板の表示が昼間輝度で点灯すること。	
	機側モードで表示板の表示が夜間輝度で点灯すること。	
回転灯動作	機側モードで表示板の回転灯が動作すること。	
	常用モードで事件発生の表示に連動して動作すること。	
サイレン動作	機側モードでサイレンが強制鳴動すること。	
	常用モードで事件発生の表示に連動して鳴動すること。	
ランプテスト動作	ランプテストスイッチ「入」で表示板がランプテスト状態で点灯すること。	
	ランプテストスイッチ「切」で表示板がランプテスト状態で解除すること。	
赤色表示灯試験	機側モード「入」にて赤色表示灯が全点灯すること。	
警報ベル試験	警報ベル試験「入」にて地下道内のベルが強制鳴動すること。	
サイレン／ベル動作	サイレン／ベルスイッチを「切」にすることにより鳴動を遮断できること。	
サイレン／ベルタイマー動作	サイレン／ベル鳴動がタイマーの設定により動作すること。	
押釦通報動作	押釦信号の受信により、警報表示板に「地下道内」「事件発生」の表示が点灯し、回転灯動作及び、サイレン／ベルが鳴動すること。又警報解除ボタンを押すことにより、通報動作が解除されること。	
外観点検	汚損、損傷の有無、設置状態の確認を行う。	
接続部の点検		
清掃		

警報表示板

設置場所 板野町川端(起点側)

1. 測定

項目	測定箇所		規格値	測定値	判定
電源電圧測定	受電電圧	引込端子 TB3	AC100V±10%	V	
	制御回路	PS1	DC+24V±5%	V	
		PS2	DC+ 5V±5%	V	
		PS3	DC+24V±5%	V	
絶縁抵抗測定	電源回路	500Vメガーにて10MΩ以上		MΩ	

2. 動作試験

項目	点検内容	判定
機側動作試験	切替スイッチにより「消滅」を選択表示できること。	
	切替スイッチにより「地下道内」を選択表示できること。	
	切替スイッチにより「事件発生」を選択表示できること。	
常用－機側 切替動作	常用モードとなり機側からの操作ができないこと。	
	機側モードとなり機側からの操作ができること。	
交互表示時間設定	切替スイッチにより「常灯」、「1秒」、「2秒」、「4秒」の時間設定ができること。	
表示板調光動作	自動点滅器により昼間、夜間点灯の自動切替ができること。	
	機側モードで表示板の表示が昼間輝度で点灯すること。	
	機側モードで表示板の表示が夜間輝度で点灯すること。	
回転灯動作	機側モードで表示板の回転灯が動作すること。	
	常用モードで事件発生の表示に連動して動作すること。	
サイレン動作	機側モードでサイレンが強制鳴動すること。	
	常用モードで事件発生の表示に連動して鳴動すること。	
ランプテスト動作	ランプテストスイッチ「入」で表示板がランプテスト状態で点灯すること。	
	ランプテストスイッチ「切」で表示板がランプテスト状態で解除すること。	
押釦通報動作	押釦信号の受信により、制御装置からの信号入力で、警報表示板に「地下道内」「事件発生」の表示が点灯し、回転灯動作及び、サイレン／ベルが鳴動すること。又警報解除ボタンを押すことにより、通報動作が解除されること。	
外観点検	汚損、損傷の有無、設置状態の確認を行う。	
接続部の点検		
清掃		

